

慶弔・見舞の内規

この内規は、関係機関、団体及び静岡東部陸上競技協会（以下「本会」という）の関係者で慶弔、見舞（病氣、災害等）の必要が生じたときの処置を定める。

- ①関係機関、団体で本会と特に関係の深い物の場合については、他競技団体の対応に準じ理事長の先決で慶祝、弔慰、見舞の意を表す。
- ②本会の関係者の場合は、次の基準により事務局が対応し、その対応を地区陸協理事長に連絡または、依頼（生花等）する。《生花、弔電、香料等の手配は事務局長・会計とする》
 - (1)慶事…正・副理事長と事務局長が協議するものとする。
 - (2)弔慰の基準…理事長が特に配慮を要する該当者がある時は、基準以外の変更を先決することが出来る。また、この表以外の本関係者に対しても弔慰を先決することが出来る。
 - (3)見舞…事務局長は、各支部情報（事情）を把握し理事長に伝え早急に対処する。
（但し、病氣見舞は、原則14日以上入院とする。）

基準

区分	役職	会長生花	理事長生花	弔電	弔辞	香料
現職	顧問	○	○	○	遺族の要請	○
	参与	○	○	○	〃	○
	正副会長	○	○	○	〃	○
	正理事長	○	○	○	〃	○
	副理事長	○	○	○	〃	○
	事務局長	○	○	○	〃	○
	事務局次長	○	○	○	〃	○
	常任理事	○	○	○	〃	○
	理事・監事	○	○	○	〃	○
	専門委員長	○	○	○	〃	○
	副専門委員長	○		○	〃	○
現職配偶者と一親等	顧問・参与	○		○	無し	○
	正副会長	○		○	〃	○
	正副理事長	○		○	〃	○
	事務局長	○	○	○	〃	○
	常任理事		○	○	〃	○
	事務局次長		○	○	〃	○
	理事・監事		○	○	〃	○
	専門委員長		○	○	〃	○
	副専門委員長		○	○	〃	○

（一親等：本人、子供、配偶者の両親）

※元役職者（退役職後5年以内の方）⇒会長、正理事長と事務局長で協議するものとする。

- ①弔慰金（香料）、病氣見舞は 5,000円 とする。
- ②災害に関しては、会長、正副理事長で見舞金を協議する。
- ③見舞いでの退院祝い、お返し（お礼）は、無しとする。
- ④生花については、会長、理事長両該当に当たる場合は、連名で一つとする。

（付則）

この内規の改廃は、理事会の議を経なければならない。

本内規は、平成27年1月1日より施行する。